地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和８年 11 月
厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室

１．改正の趣旨

○　医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 87 号）により、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「法」という。）が改正され、電子診療録等情報を全国の医療機関の間で共有できるよう、電子カルテ情報共有サービスの構築を進めており、令和８年度中に全国で運用を開始することとしている。

○　今般、法第 38 条第２項に規定する電子診療録等情報の提供及び利用に係る体制整備の努力義務の対象について、社会保障審議会医療部会において、電子カルテ情報共有サービスの全国運用の開始の段階では、まずは地域医療支援病院を指定の上、電子カルテ普及計画の効果も踏まえながら、全国運用開始後に努力義務の対象拡大について引き続き検討を進めていくとされたことを踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号）について、所要の改正を行う。

２．改正の概要

○　法第 38 条第２項の厚生労働省令で定める病院として、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第４条第１項に規定する地域医療支援病院を規定する。

３．根拠条項

○　法第 38 条第２項

４．施行期日等

○　公 布 日：令和８年度内（予定）

○　施行期日：公布日